

## 農地中間管理事業の5年後見直し等について

### 1 総論

農地バンクが、農地の集積・集約化に向けてその本来の機能を発揮するため、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地バンクとが一体となって推進する体制を構築する。

### 2 地域における農業者等による協議の場の実質化

(1) 地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、今後数年で大宗の地域で人・農地プランを実質化させるため、以下の取組を行う。

- ① 出し手の個人名などの詳細な記載までは求めない一方、地域内の農地について、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握すること、及びこれに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載することを必須化する。
- ② 話し合いのコーディネーターの積極的参加を促すこととし、農業委員・農地利用最適化推進委員については、その旨を法令で明確化する。
- ③ プランを実質化させた場合に、施設整備事業や機構集積協力金の地域タイプを重点化するなどを検討する。

(2) 産地計画に向けた話し合いなどを活用し、新規就農を含めた将来の担い手を特定するなどの場合には、それを人・農地プランとみなすなど、柔軟な対応を行う。

(3) 所有を中心とした農地の集積・集約化を進めている地域もあることから、利用だけでなく所有による権利移転を進めるための税制上の取扱いを検討する。

### 3 農地バンクの仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

(1) 農地バンクの仕組みの改善

- ① 農地バンクが農地を借入・転貸する際、出し手から農地バンク、農地バンクから受け手への権利設定を一括して行うことができる仕組みを設ける。
- ② 配分計画案の縦覧については、農地バンクが定期的に担い手の意向を把握していることを前提に廃止する。
- ③ 利用状況報告については、農地法に基づく農業委員会の利用状況調査と重複することから、廃止する。
- ④ 農地バンクが農地を貸し付ける場合に、貸主の承認を得ることを要しないとする機構法第18条第7項については、地域の合意内容を所有者が後で理由なく反対する場合など、必要な場合に限るよう運用方針を明確化する。
- ⑤ 機構集積協力金については、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ地域タイプに重点化・一元化を図り、出し手についてもその中で支援することとする。
- ⑥ 農地耕作条件改善事業の更なる活用により、よりきめ細かな対応を行えるようにする。
- ⑦ 中山間地域等担い手が不足している地域において担い手を確保するためには、畑

地化も含めた基盤整備の活用、新規作物等の導入など総合的な対応が必要である。その上で、農地バンク等が適正な農地利用に向けて積極的に協力する仕組みを設ける。

## (2) 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化

- ① 一部の地域で地域に根ざして特色ある活動を行っている農地利用集積円滑化団体を、上記の措置を講ずることにより仕組みが改善されることとなる農地バンクに、以下の措置を講じることにより統合一体化し、農地の利用集積・集約化を一層推進することとする。
  - ア ブロックローテーションや新規就農の促進など特色ある取組を行い、一定の実績があるＪＡ等については、現在の円滑化事業の枠組に代えて、配分計画の案を作成できる仕組みを設ける。
  - イ 農地バンク事業の実施地域を、現行の農地利用集積円滑化事業の事業実施地域に拡大する。
  - ウ 統合一体化に伴う経過措置として、賃借権等を一括して農地利用集積円滑化団体から農地バンクに承継することができる仕組みを設ける。
- ② 農地バンクの市町村等に対する業務委託について、個々の業務委託契約に関する都道府県知事の承認を不要とする。
- ③ 市町村の作成する集積計画についても、上記の一体的な体制を機能させるための運用の明確化を行う。

## 4 農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置

### (1) 担い手の確保

- ① 農業者の減少・高齢化に伴い、意欲ある担い手による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）について、担い手の活動範囲に応じ、市町村が定める認定基準を踏まえつつ、都道府県等が認定する仕組み等を設ける。
- ② 新規就農者の更なる確保に向けて、農業次世代人材投資事業や新規就農者向けの無利子資金について運用改善を行う。また、引き続きＪＡ等が研修や新規就農者の自立支援を行えるような措置を講じる。
- ③ 農業法人の活動実態が拡大し、役員のグループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、認定農業者について農業経営基盤強化促進法で農地所有適格法人の要件の特例を認める仕組みを拡充し、常時従事要件を特例的に緩和する。

### (2) 担い手への農地の利用集積・集約化を促進するための転用期待の抑制

担い手に対する農地の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。